

異議申立書

平成25年10月26日

青森市長 鹿内 博 様

異議申立人 太田 美知



下記のとおり異議申立てをする。

記

1. 異議申立人の住所、氏名

住 所 青森市古川3丁目24-10 バウハウス6-3F

氏 名 太田 美知

年 齢 64歳

2. 異議申立てに係る処分

貴職の平成25年9月27日付け平成20年度下水道使用料督促状による処分。

3. 異議申立に係る処分があったことを知った年月日

平成25年9月29日

4. 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 異議申立ての理由

私は今まで公共料金の支払いを滞納したことはありません。本件異議申立に係る賦課漏れ下水道使用料について、平成20年10月18日に説明にきた市役所職員に「賦課漏れ下水道使用料は支払いますが、どうしてこの様な賦課漏れが生じたのかその理由と、時効との関係を説明して欲しい。賦課漏れ下水道使用料の納入通知書が届いていないが、賦課決定に関する調定簿等の文書、納入通知書発行を記録した文書等を開示して欲しい。」等々を求めましたが、明確な回答が無いままに5年経過し、今回いきなり本件督促状が届きました。私が市に連絡をして説明に来て貰いました。5年前の質問と同じ質問をしましたら、平成20年8月27日起案同日施行の「下水道使用料の請求について(伺)」という起案文書1件を開示してくれましたが、それは調定簿等の文書ではなく、納入期限は書かれていませんし、肝心な納入通知書も付いおらず、送付方法も書かれていません。納入期限のことを質問しても、明確な回答はなく、督促状に書かれている指定納期限までに納付又は分納誓約をしなければ平成20年10月1日に遡って年10.75%の割合で計算した延滞金を徴収すると繰り返すばかりです。私の請求金額は76,637円ですから年7,663円の延滞金が付きます。分納を選択した場合、決められた納付日から1日でも納付が遅れると、平



成 20 年 10 月 1 日に遡って延滞金を徴収するとのことです。大変なことです。

もともと延滞金は、納期限までに支払った人と、滞納した人との公平を考え、滞納者にペナルティとして課するものであります。私は一貫して「支払います。ただ賦課の内容について教えて下さい。」と言っているだけです。にも関わらず市は賦課等に関する明確な回答をしないで、放置しておいて、ペナルティとしての延滞金を徴収すると主張するのは違法であり、不当なことです。私は何も悪いことをしておりません。延滞金を徴収するためには督促状が必要だとのことですが、何かのアクシデントがあつて遡って年 10.75 % の延滞金を取られるのを避けるためにも督促状の発行の取消を求めるものです。市は異議申立人が求めている調定簿等の文書を開示して、説明をするべきです。

もし、市側において、私のみならず賦課漏れ下水道使用料として請求した他の人の分を含めて本件賦課漏れ下水道使用料の調定手続が適法に為されていることを立証しなければ、そもそもにおいて、この度の賦課漏れ下水道使用料の徴収は無効であると思います。

今の私の気持ちは、「この度の賦課漏れ下水道使用料の徴収は無効である」と異議申立をしたい位ですが、平成 20 年 10 月 18 日に説明を受けたときは異議申立についての説明がなかったため、異議申立は出来ませんでした。今となつてはそのことが残念です。

6. 処分庁の教示

「この督促状に不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して 30 日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」との記載あり。

7. 行政不服審査法第 25 条第 1 項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第 25 条第 1 項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。